

三 笠 市 地 域 防 災 計 画

沿革	昭和42年6月	三笠市地域防災計画書作成
	昭和44年度修正	
	昭和47年度修正	
	昭和48年度修正	
	昭和49年度修正	
	昭和51年度修正	
	昭和52年度修正	
	昭和53年度修正	
	昭和58年度修正	
	昭和59年度修正	
	昭和60年度修正	
	昭和61年度修正	
	平成6年度改正	
	平成6年8月	防災会議開催
	平成8年8月12日	防災会議開催 災害による被害発生予想区域（水防地区、 低地帯浸水警戒区域）
	平成11年度改正	
	平成13年度修正	
	平成14年度修正	
	平成15年度修正	
	平成16年度修正	特殊災害対策計画、資料編を一部修正し、具体化した。
	平成19年度修正	市民及び事業所の責務を追加 現行の災害弱者対策を災害時要援護者対策計画として全面修正 医療及び助産計画と救急医療対策計画を統合、食料等の備蓄・確保 及び防災資機材等の整備、飼養動物対策計画、ヘリコプター活用計 画を追加、地震災害対策計画に被災建築物安全対策を追加
	平成20年度修正	大雨、洪水及び高潮警報・注意報の基準変更による修正 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定の見直 しによる修正
	平成24年度修正	防災会議委員の追加及び削除、配備体制基準の修正、災害対策本部 各部・各班の所掌事務の修正、被害発生区域等の修正、低地帯浸水 警戒区域を削除、一時・広域避難場所、収容避難所の修正、炊出し 施設の変更、ヘリコプター着陸指定地点の追加、マニュアル編の追 加

- 平成26年度修正 災害対策基本法改正による災害の定義を修正、各防災関係機関等の事務及び業務を修正、市民及び事業所の基本的責務を修正、三笠市の概況を修正、三笠市災害対策本部の設置基準等を修正、本部の配備体制基準を修正、自主防災組織の育成等に関する計画を修正、防災ボランティアとの連携を修正、気象業務法改正による特別警報の追加、火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先を修正、土砂災害警戒区域等の指定箇所の追加、山地災害危険地区の追加、急傾斜地予防計画から土砂災害予防計画に修正、災害対策基本法改正による災害時要援護者計画から避難行動要支援者計画に修正、林野火災予防計画の気象情報等連絡対策の修正、応急措置実施計画を修正、災害対策基本法改正による避難場所・避難所の修正、ヘリコプター着陸指定地点の追加、広域応援要請計画の修正、別に定める三笠市水防計画を地域防災計画に章立て、本文から別表・様式・資料として編さん
- 平成29年度修正 災害通信計画の修正、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区数の修正、避難救出計画の救助救出計画の修正、市内における医療機関の状況を修正、防疫の種別方法の修正、ヘリコプター着陸指定地点の修正、水防計画の修正、別表編・様式編・資料編・マニュアル編の修正、避難準備情報等の名称変更に伴う修正、水位観測所の基準水位の見直しによる修正、平成29年4月1日から三笠警察署と岩見沢警察署が統合するに伴う修正

三 笠 市 地 域 防 災 計 画

平成29年6月発行

編集・発行 三 笠 市 防 災 会 議

三笠市消防本部生活安全センター

〒068 - 2157 三笠市若松町9番地

TEL (01267) 2 - 7777